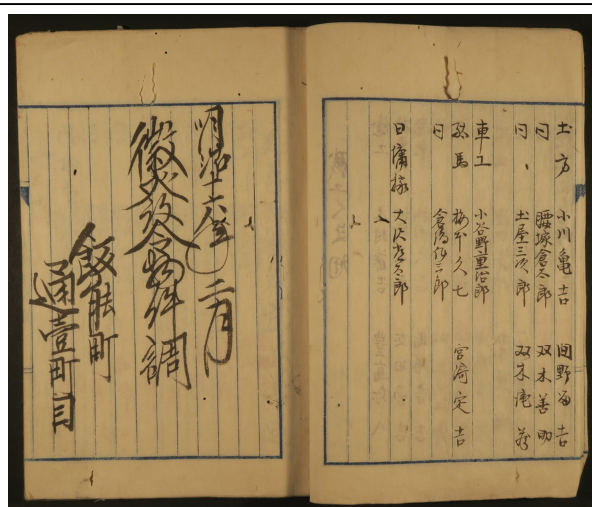


明治 16 年の飯能町の建物調査

飯能市立博物館 学芸職員 尾崎 泰弘

明治 15(1882)年 8 月に公布された「徴発令」(太政官布告第 43 号)および同年 12 月 18 日の「徴発事務条例」として布達された施行規則に基づき、飯能町では翌年 2 月に兵隊の宿舍や軍馬の厩、倉庫などとして使う建物の調査が行われました。この文書は、町内ごとに行われたその結果を綴じたものです。



画像 1 通壹丁目の「徴発令物件調」(表書)

ここには、建物の構造、間口と奥行の間数、面積(坪数)などが所有者ごとに記されていますが、この調査は前年に誕生した飯能町の町内ごとに行われたため、河原町や宮本町は坪数のみしか記されない、あるいは下屋を表す用語も、「ヒサシ(庇)」、「オロシ(卸、下し)」などがあって統一されていないことがわかります。また間口と奥行の数字が逆に記されていると思われるところもあり、扱うには少々難しい点もあります。しかしその情報量はとても豊かで、明治前期の飯能町のことがいろいろわかりそうです。

例えば、この時に明治天皇の行在所となった金子忠五郎家(現在の小町公園のところ)には、店蔵 2 棟のほか、2 階建ての建物(下屋付)が 1 棟、土蔵が 5 棟(うち 2 棟が下屋付)、2 階建ての物置 1 棟があったことがわかります(画像 2)。この文書には、店蔵は町全体で 6 棟(所有者は小能俊三、升屋喜平、新井清平、篠原半助)しか記載がありませんので、金子家が明治天皇の行在所に選ばれたのも無理からぬことといえるでしょう。

また現存する、もしくは最近まで遺されていた店蔵の創建年代に関わる情報も得ることができます。例えば、新井清平家(新井家住宅＝中清商店)には、「表見世土蔵」のほか、平家の建物 1 棟、土蔵 3 棟が書き上げられています。この「表見世土蔵」は間口 5 間半、奥行 3 間となっており、現存する店蔵と同じサイズであり、少なくとも明治 16 年以前の建築であることがわかりました。また間口 5



画像 2 通壹丁目の金子忠五郎家の書上

間、奥行 2 間半の土蔵は、慶應 4(1868)年の飯能戦争でも燃えなかった袖蔵(慶應 2 年以前の建築、現存)と同じサイズです。同様に 2020 年まで存在していた田口家の店蔵も明治 16 年以前に建てられたこと、一方大河原家住宅(大河原薬局)の店蔵(2008 年まで存在)は明治 16 年以降、小槻家住宅の店蔵(現存)は、明治 16 年から明治 38 年の間に建てられたこともわかりました。

【参考文献】

飯能市教育委員会『飯能の民家』平成 13(2001)年 3 月